

知的財産から見た信州の味噌造り

INPIT 長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

INPIT 長野県知財総合支援窓口では、県の産業振興施策と連動して支援を行なっています。近年、長野・北信地域の味噌の製造業者（中小規模）、信州大学農学部、県テクノ財団、県長野・北信地域振興局等で構成されたコンソーシアム（共同事業体）に参画し、老舗醸造蔵に宿る「乳酸菌」に係る研究及び商品化において知的財産面から支援しています。



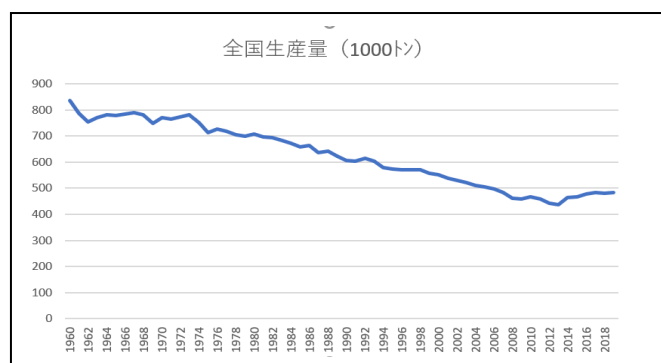
そこで、国及び県内の味噌に関する生産・知的財産状況をまとめましたので、お知らせします。

2. 全国の味噌生産状況と知的財産

(1) 生産量の推移 (第1図)

1960年以降の統計によると、1960年を頂点に減少し、2013年（平成25年）を底に微増しています（一説にはインスタント味噌汁の普及によると言われています）。それでも、2019年は1960年の58%（42%減）と大幅に減少しています。

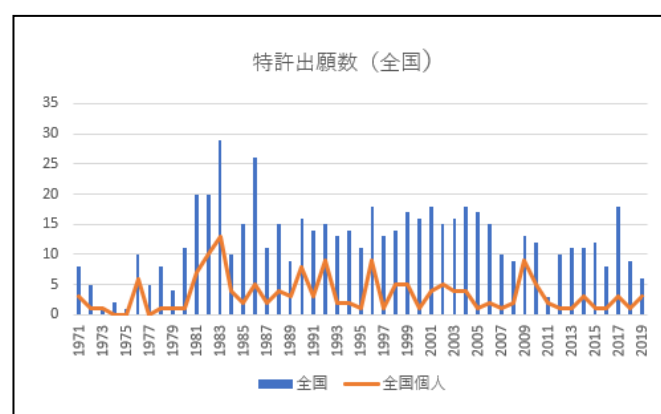
第1図 全国味噌生産量



(2) 特許出願数の推移と特徴

① 1970年代は件数が少なかったものの、1980年代に急増しピークに達しました。その後2005年頃まで一定の件数が継続したが、現在は減少が続いています。

第2図 全国の特許出願件数



②特徴＝個人出願

特許にあっては、一般的に企業による出願が大半を占めています。しかし、味噌業界においては個人による出願が多く、全体の4分の1以上＝27%を占めており、現在も継続しています。特に出願件数が多かった1981～1986年には120件中41件＝34%＝約3分の1が個人による出願でした。

(3) 乳酸菌をテーマにした特許・実用新案出願

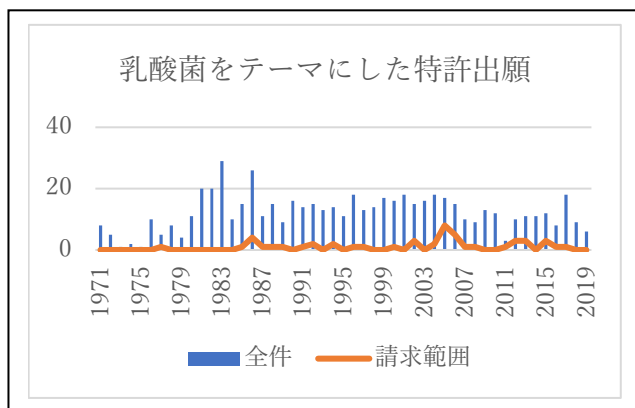
長野県のコンソーシアムでは乳酸菌に係る研究開発が行われています。

そこで、特許請求範囲に「乳酸菌」の文字が記載された全国における特許・実用新案件数を抽出しました。特許請求範囲に記載するという事は、研究テーマに直結にして

いるものと推察されます。

その結果、2005年に15件、2006年に12件がピークで、比較的少ない件数になっています。長野県からは、伊那食品工業株式会社とマルコメ株式会社が出願を行っています。

第3図 乳酸菌を含む出願



3. 長野県の味噌の生産状況と知財

(1) 長野県の生産量の推移

長野県の実産量は全国に対して、2011年48%、2019年49%の実産量で全国1位を維持しています。全国の約半分を生産している、いわば味噌王国です。

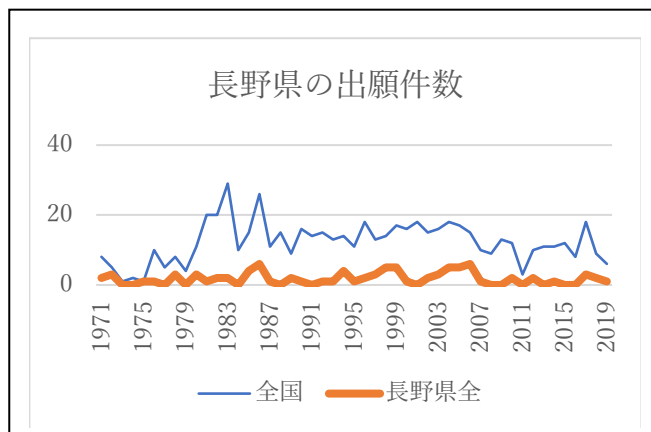
(2) 長野県の特許・実用新案出願状況

調査を行った1971～2019年(149年間)の出願は、全国で602件に対して、長野県に住所を有する者の出願は88件=14.6%であります。これは、生産量が全国の半分を占めている割には少ないと考えられます。また、過去最多6件/年であり、集中的に権利化(研究)が行われたことも無いと解されます。

(3) エリア別データ

長野県味噌工業協同組合連合会によると、長野県は8つのエリアに分かれており、それぞれが組合を作って事業を推進しています。そこでそれぞれの地区ごとの状況を調査しました。その結果、県内には約100蔵存在するものの、現在も特許を保有している蔵は1蔵のみであり、極めて低い状況になっています。

第4図 長野県の出願件数(全国併記)



また、味噌の名称等の商標登録は31蔵で全体の約4分の1です。但し、「信州味噌」は長野県味噌工業協同組合で商標を登録しています(1955年、2009年)。2009年の登録は団体商標であり、組合だけでなく、組合員(団体の構成員)も使用することができます。(逆に言うと、組合員以外の使用には制限をかけることができます。)

第5図 エリアごとの知的財産状況

エリア	味噌蔵数(カッコ内は2015年次)	特許・実案蔵数(出願—存続)	商標登録蔵数(存続)
高水	15 (15)	2—0	4
長野	15 (18)	1—1	5
上田	11 (13)	3—0	7
佐久	9 (10)	1—0	3
松本	17 (25)	2—0	3

諏訪	17 (24)	4-0	6
上伊那	2 (3)	1-0	1
飯田	5 (8)	2-0	2
合計	91 (116)	16-1 (1%)	31 (27%)

4. まとめ

長野県は味噌造りにおいて全国1位であることが確認されました。しかし、知的財産面からみると、特許・実用新案、商標共に少ないことも確認されました。

特許・実用新案が少ない理由は、味噌の製造は伝統的であって新規性が高くはないことと、新規な方法を開発したとしても製造方法は公開したくない（クローズド戦略）と判断した可能性があるものと推定されます。

また、商標登録が、日本酒では90%の蔵元が登録商標を保有していることと比較すると26%と極めて低い数字が浮かびました。これは、日本酒は名称（ブランド）が重要な販売要素であるが、味噌においては重要視されていないことを意味していると思われる。また、共通の呼称「信州味噌」がブランド力を有しているとも考えられます。

以上のことから、知的財産面からみると、各味噌蔵における味噌の特徴づけと、ブランド化が今後の活性化の課題と思われれます。

地域特産品のブランド化は、権利保護と共に、地域の産業の活性化に重要な役割を果たしています。そして、事業協同組合（連合会）や県、市町村、商工会・商工会議所等の公共団体にも大きな役割があります。

INPIT 長野県知財総合支援窓口では、知的財産面から支援を行い、地域の更なる発展に寄与したく、これらの団体との連携を重視した活動を推進する所存ですので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

（原稿作成 2021年4月）